



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

# 公認会計士・監査審査会の役割と モニタリングレポート・ 監査事務所検査結果事例集

一般社団法人日本内部監査協会

監査問題解説コース

平成30年11月13日（東京）・11月30日（大阪）

公認会計士・監査審査会

常勤委員 松井 隆幸

主任公認会計士監査検査官

---

# 第1部

## 公認会計士・監査審査会の役割

公認会計士・監査審査会  
常勤委員  
松井 隆幸

# 構成

---

- I. 審査会の目的
- II. 審査会の組織と業務内容
- III. 監査事務所に対するモニタリング
- IV. 監査事務所に対する検査の状況
- V. モニタリングに基づく情報の提供

# I 審査会の目的

---

- 公認会計士・監査審査会（以後、審査会）は、平成16年4月、平成15年に改正された公認会計士法に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置された。
  - － 当時、金融審議会・公認会計士制度部会では、会計不正事件に対する米国での対応などの動向を踏まえ、制度の在り方についての検討が行われていた。
  - － 検討の中で、行政において、監視・監督の立場から、「自主規制」の限界を補完することの必要性が指摘された。

# I 審査会の目的

- 審査会は、公認会計士法により設置された組織であるため、公認会計士法の目的の達成に貢献することが目的になる。
- 公認会計士法では、公認会計士の使命や職責について規定している。
  - 「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」（第1条）
  - 「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」（第1条の2）

# I 審査会の目的

---

- ・ 審査会の目的

「公認会計士試験の実施等を通じた公認会計士人材の確保・育成及び監査事務所に対する審査・検査を通じて監査品質の向上と会計監査の信頼性確保を図り、会社等の公正な事業活動及び我が国資本市場の公正性・透明性の向上に貢献していきます。」

(審査会『公認会計士・監査審査会』平成28年、1頁)

# I 審査会の目的

---

- 審査会は、適格性を備えた会計人材が公認会計士となることを支援するとともに、公認会計士が「職責」を適切に遂行して「使命」を達成できるように支援することを目的とする。
- さらに、上記の目的の達成により、会社等の公正な事業活動及び資本市場の公正性・透明性の向上に貢献し、国民経済の健全な発展に貢献することが審査会の最終的な目的であり、社会的な役割である。

## Ⅱ 審査会の組織と業務内容

---

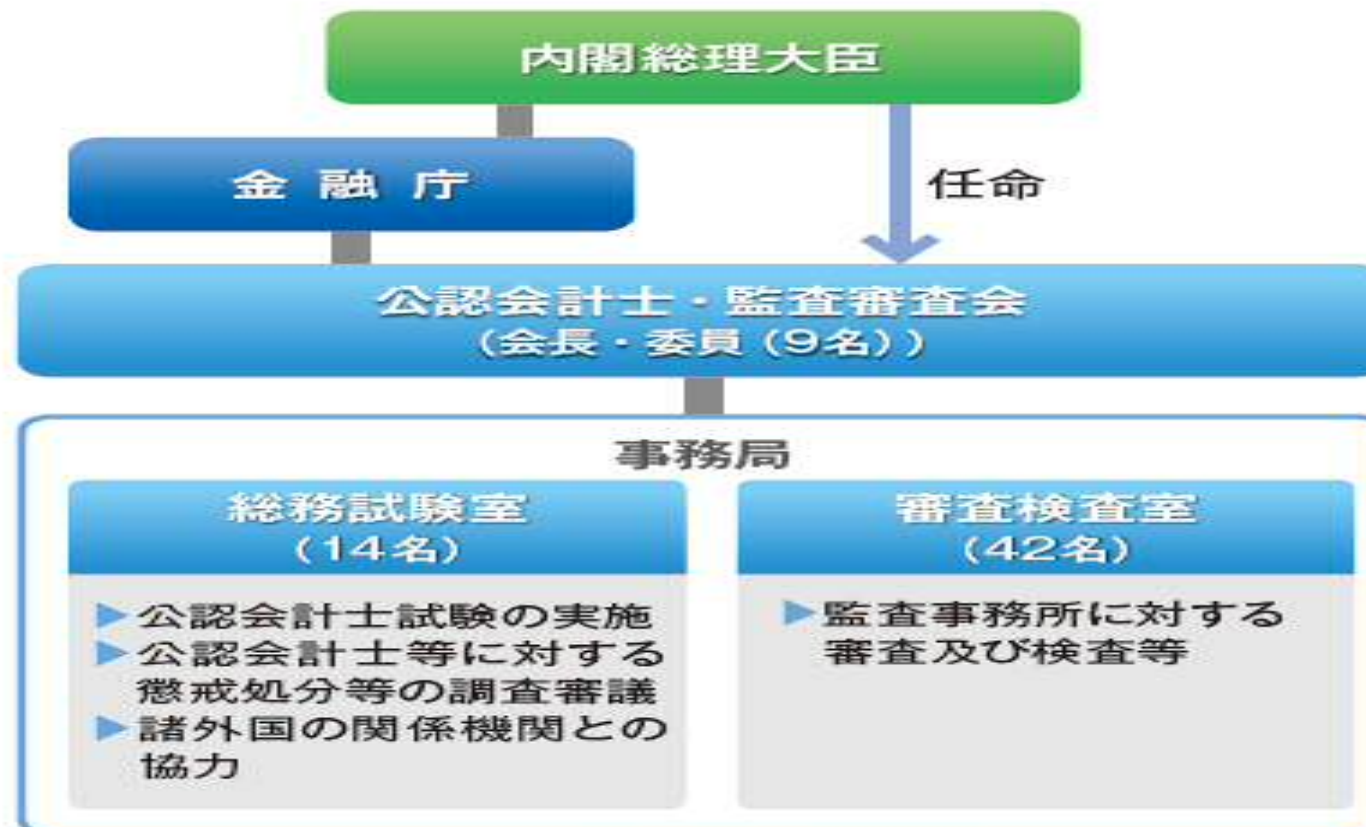
- 審査会の組織に関する公認会計士法等における規定の概要
  - 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。  
(第35条の2)
  - 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。(第36条)
  - 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。(第37条)
  - 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。(第37条の2)



## Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、再任されることができる。（第37条の3）
- 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。（第41条）
- 事務局長は、関係のある他の職を占めるものを充てる。（公認会計士・監査審査会令第1条）
- 事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十二人以内を置く。（公認会計士・監査審査会事務局組織規則第1条）

## Ⅱ 審査会の組織と業務内容



(注) 上記人員数は平成28年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会』平成28年、3頁)

## Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- 審査会の主な業務内容
  - － 公認会計士試験の実施
  - － 監査事務所に対する審査・検査等
  - － 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
  - － 諸外国の関係機関との連携・協力
  - 公認会計士あるいは会計・監査に関心を持つ者の拡大も審査会の業務に含まれる。
  - これらの業務を適切に遂行し、スライド6の目的を達成することが審査会の目標である。

## Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- IFIAR＝監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）との連携・協力
  - － 平成18年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。我が国からは、金融庁及び審査会が参加。平成30年6月末時点のメンバーは52の国と地域。
  - － 当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることが目的。6大監査ネットワークと継続的に対話を行うなど、グローバルでの監査品質の向上に取り組んでいる。
  - － 平成29年4月、東京に本部事務局を設置。金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を実施。

# Ⅲ 監査事務所に対する モニタリング

1. 審査会の権限
2. 審査及び検査の位置付け
3. 品質管理レビューの報告と審査
4. 報告徴収
5. 検査の概要
  - モニタリング＝オンサイト・モニタリング及び  
オフサイト・モニタリング。
    - ・ オンサイト・モニタリング＝検査
    - ・ オフサイト・モニタリング＝検査以外の活動。日本  
公認会計士協会（以後、協会）による品質管理レ  
ビューの検証及び監査事務所等に対する報告徴収が含  
まれる。

## Ⅲ-1 審査会の権限

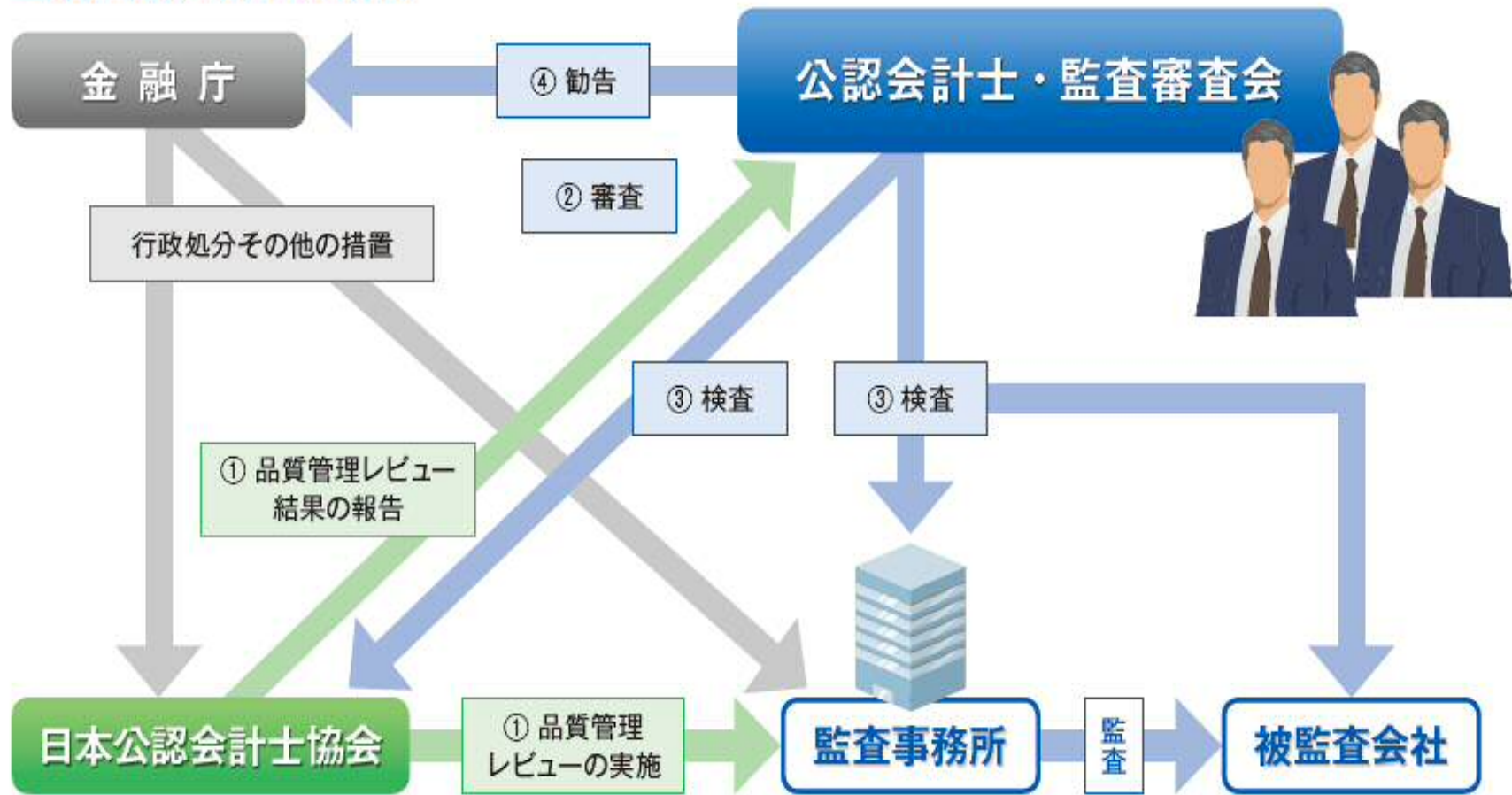
- 公認会計士法による内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任。金融庁長官は、委任された権限のうち、以下の権限を審査会に委任。  
(第49条の4)
  - ① 品質管理レビューの報告の受理に関する事務
  - ② 協会に対する報告徴収・立入検査権限
  - ③ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収権限
  - ④ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係先に対する立入検査権限

## Ⅲ-1 審査会の権限

- スライド13の②③④については、以下に関する場合に限る。
  - 品質管理レビューの報告
  - 公認会計士等が品質管理レビューを受けていない、協力を拒否している等のため、協会から品質管理レビューの報告がない場合に、当該公認会計士等の業務の運営状況に関して行われるもの
- 審査会は、スライド13の権限を行使した場合、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士等の監査証明業務、又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。（第41条の2）

# Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

## ■ 審査及び検査の概要





## Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

---

- 審査会の監査事務所に対する審査及び検査の方針は、「監査事務所等モニタリング基本方針」及び「監査事務所等モニタリング基本計画」により示される。
  - 「基本方針」は、審査会の各期（1期3年）毎に公表。第5期（平成28年4月～平成31年3月）の基本方針は、平成28年5月13日に公表。
  - 「基本計画」は、基本方針に基づいて策定し、各事務年度毎に公表。平成30事務年度（平成30年7月～平成31年6月）の基本計画は、平成30年7月31日に公表。

## Ⅲ-2 審査及び検査の位置付け

- 基本方針における「視点」と「目標」
  - ・ 視点
    - 常に国民の視点という公益的立場。
    - 監査事務所の実態を踏まえた効果的・効率的な検査。
    - モニタリングで得た情報発信の強化。
  - ・ 目標
    - モニタリングは、監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることが目的。監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを実施。
    - 実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視。

## Ⅲ-3 品質管理レビューの 報告と審査

- 品質管理レビュー＝協会が、監査事務所が行う監査の品質管理の状況を調査し、その結果を監査事務所に報告する制度。必要に応じて改善勧告や改善状況の確認を行う。
  - － 目的は、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保すること。
  - － レビューには、通常レビューと改善勧告事項の改善状況を確認するフォローアップ・レビューがある。
  - － 通常レビューには、定期レビューと定期レビューを補完する必要がある場合に行う機動レビューがある。
  - － 定期レビューは、原則として3年に1回（大手監査法人は2年に1回）実施される。
  - － 平成29年度のレビューアーは、40人。

## Ⅲ-3 品質管理レビューの 報告と審査

---

- 協会は、審査会に対して、月次報告書及び年次報告書を提出するほか、必要に応じて、品質管理レビューの状況報告を行う。
- 審査会は、品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査。
- 審査会は、審査における分析結果等を踏まえ、立入検査の必要性等を検討。

## Ⅲ-4 報告徴収

- ・ 審査の過程において、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施。また、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促す観点（下記①及び②）やモニタリングを効率的に実施する観点（下記③）から、監査事務所に対して適時に報告徴収を実施。
  - ① 監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収
    - ・ 平成29事務年度、51事務所（準大手監査法人4法人、中小規模監査事務所47事務所）に対して実施。

## Ⅲ-4 報告徴収

---

### ② 検査結果通知後の報告徴収

- 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握し、当該事務所の品質管理の改善状況を検証。
- 平成29事務年度、平成28事務年度検査実施先のうち中小規模監査事務所3事務所に対して実施。

### ③ 大手監査法人に対する報告徴収

- 情報を分析し、その後実施する当該監査法人の効果的・効率的な検査に活用。

## Ⅲ-5 検査の概要

- 検査の重点（平成30事務年度基本計画）
  - － 被検査監査事務所との対話を通じ、業務運営上の問題点や根本的な原因を踏まえた改善対応等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。
  - － 監査事務所だけでなく、その被監査会社の監査役等にも検査結果における指摘内容が的確に伝わるよう、記載内容の充実に努める。
  - － 被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促す。
  - － 業務管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、監査業務の実施において適切な職業的懐疑心を発揮しているか、監査事務所自らが不備の根本的な原因を踏まえた有効な改善に向けた行動をとっているかの観点を重視し、監査事務所の態様に応じた検査を行う。

## Ⅲ-5 検査の概要

- ・ 検査のプロセス
  - ① 審査会による検査命令
  - ② 重要事項の説明
  - ③ 立入検査
  - ④ 検査事項確認手続・意見申出制度
    - 検査モニター制度
    - 検査プロセスにおいて、検査の概況について審査会で説明し、審議する。
    - 審査会の承認を得たのち、被検査監査事務所に検査結果を通知する。



## Ⅲ-5 検査の概要

- 検査結果通知書

図表Ⅱ-1-3 <検査結果通知書の記載項目>

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）における不備
4. 監査業務の実施（個別監査業務）における不備

（審査会『平成30年版モニタリングレポート』、37頁）

## Ⅲ-5 検査の概要

図表Ⅱ-1-4 <特に留意すべき事項の例>

### 1. 特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、妥当でない点がある。

- (1) 業務管理態勢  
.....(ガバナンス、業務運営上の問題を記載)
- (2) 品質管理態勢  
.....(品質管理のシステムに関する不備事項等を記載)
- (3) 個別監査業務  
.....(監査業務上の不備事項等を記載)

(審査会『平成30年版モニタリングレポート』、37頁)

## Ⅲ-5 検査の概要

- ・ 総合評価＝監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき、次の5段階に区分。
  - ① 「概ね妥当である」
    - 業務運営が良好と認められる場合。例えば、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。
  - ② 「妥当でない点がある」
    - 改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。
  - ③ 「妥当でないもの」
    - 業務運営が良好でないとして認められる場合。例えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。
  - ④ 「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」
    - 業務運営が良好でないとして認められ、特に早急な改善が必要な場合。
  - ⑤ 「著しく不当なもの」
    - 品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

## Ⅲ-5 検査の概要

- 被検査監査事務所は、審査会の事前承諾なく、被監査会社の監査役等に対し、監査事務所品質管理システムの整備運用等に関する指摘の有無及びその概要、並びに被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容を伝達できる。
  - － 審査会は、「特に留意すべき事項」の内容をそのまま監査役等へ伝達するように要請している。
  - － 公認会計士監査の実務指針である監査基準委員会報告書では、監査事務所に対し、検査結果通知書内容及び対応状況を監査役等に書面で伝達するように求めている。

## Ⅲ-5 検査の概要

---

- 被検査監査事務所は、審査会の承諾を得た上で、検査結果を以下の者に開示することができる。
  - － 被監査会社の取締役、被監査会社の親会社の監査役等及び取締役。
  - － 潜在的な被監査会社等

## IV. 監査事務所に対する検査の状況

---

1. 実施状況
2. 不備の状況
3. 総合評価の状況

## IV-1 実施状況

---

- 検査の頻度
  - 大手監査法人＝2年に1度、通常検査。通常検査の翌年にフォローアップ検査。
  - 準大手監査法人＝原則として3年に一度。
  - 中小規模監査法人＝品質管理レビュー等の結果を踏まえ、必要があると認める場合。

## IV-1 実施状況

図表Ⅱ-2-2 <直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

年度/事務年度	H25	H26	H27	H28 (注1、2)	H29 (注2)
大手監査法人	2	2	2	4 (2)	4 (2)
準大手監査法人	2	1	1	2	2
中小規模監査事務所	9	11	6	5	3
外国監査法人(注3)	0	1	0	1	0
合計	13	15	9	12 (2)	9 (2)

(注1) 平成28年7月から事務年度に変更。なお、平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月から6月までの実績も含んでいる。

(注2) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

(注3) 外国監査法人については、Ⅲ. 監査事務所の運営状況 9. 外国監査法人等関係 (90ページ) を参照のこと。

(審査会『平成30年版モニタリングレポート』、42頁)



## IV-1 実施状況

図表Ⅱ-2-3 <検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
検査件数（件）	9	8	22
平均検査官数（人）	9.1	6.8	4.7
平均検査期間（日）	152.1	112.0	98.5
平均個別監査業務選定数（社）	8.1	5.3	2.9

（注1）平成25年度～29事務年度の5年間に実施した検査が対象。フォローアップ検査及び金融庁長官に勧告した案件を除く。

（注2）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了する。

（審査会『平成30年版モニタリングレポート』、42頁）

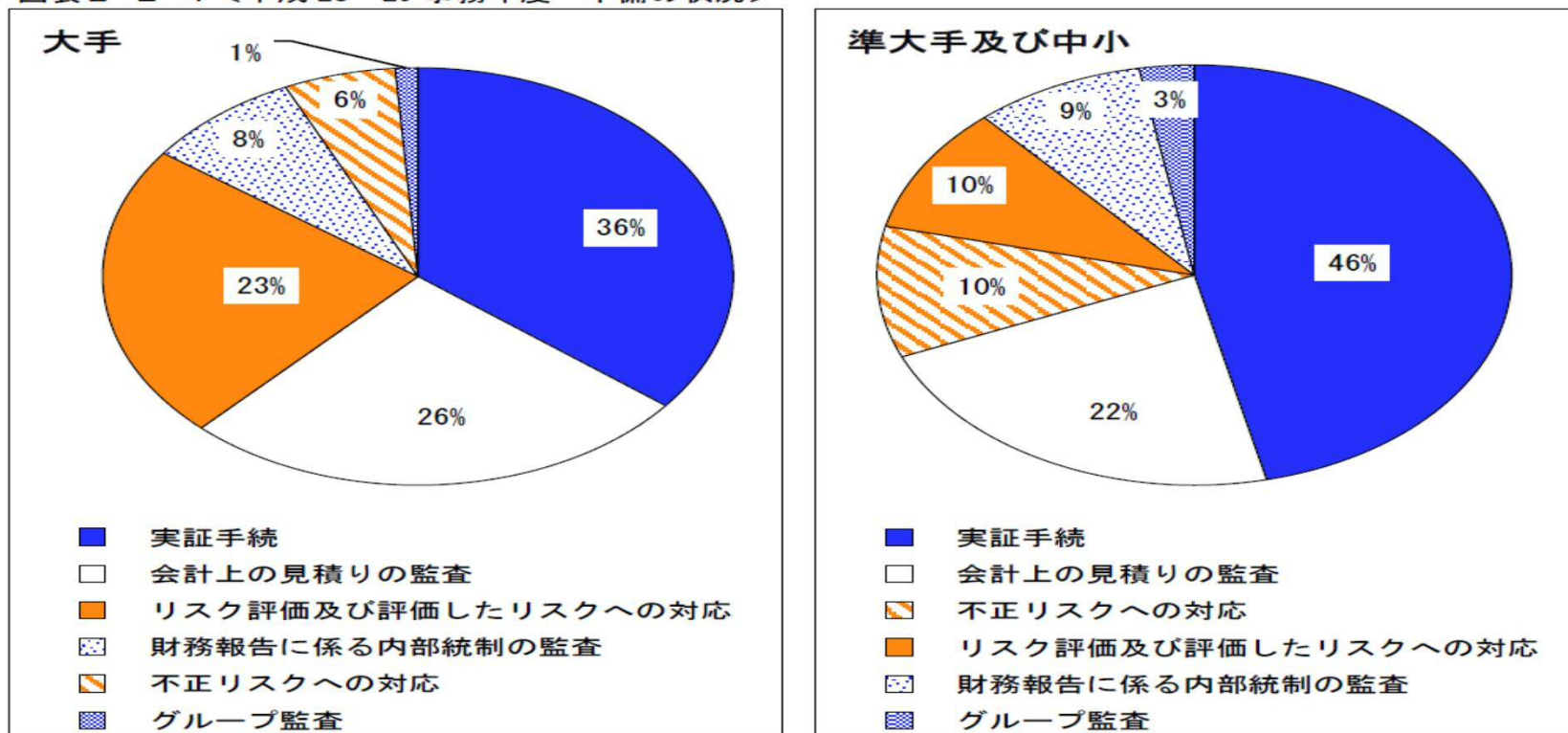
## IV-2 不備の状況

- 品質管理態勢の不備の特徴
  - － 大手監査法人＝品質管理の改善に向けて組織的に対応している状況がみられる。しかし、業務執行社員との関与状況等監査現場のリスクの把握と対応が不十分な事例がみられる。
  - － 準大手監査法人＝組織的な対応のための体制整備は行われてきている。しかし、品質管理を担う社員等が限られているために十分な運営・管理ができていない事例がみられる。
  - － 中小規模監査事務所＝一部の事務所において、業務の内容や規模の拡大を先行し、適切な品質管理態勢が構築できていない事例や、代表者や品質管理責任者において品質管理に対する認識が十分でない事例がみられる。

## IV-2 不備の状況

### ● 個別監査業務の不備の特徴

図表Ⅱ-2-4 <平成28・29事務年度 不備の状況>



(注) 大手監査法人4法人、準大手監査法人4法人、中小規模監査事務所9事務所（平成27年度に検査着手し、平成28事務年度に検査結果を通知した1事務所を含む）の指摘の分類による。

(審査会『平成30年版モニタリングレポート』、43頁)

## IV-3 総合評価の状況

図表Ⅱ-2-5 <平成28・29事務年度検査（着手日ベース）における総合評価の状況（単位：事務所）>

区分	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	-	-
妥当でない点がある	6	3
妥当でないもの	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	-	1
著しく不当なもの	-	2

（審査会『平成30年版モニタリングレポート』、44頁）

## V. モニタリングに基づく 情報の提供

- 平成27年10月、金融庁は、会計監査を取り巻く状況変化及び不正会計事案等の要因を踏まえ、会計監査の信頼性を確保するための取り組みについて議論するため、会計監査の在り方に関する懇談会（以後、懇談会）を設置した。
- 平成28年3月、懇談会は、「会計監査の信頼性確保のために」と題する報告書を公表した。報告書では、講ずるべき取り組みを次の5つの柱に整理して示している。
  1. 監査法人のマネジメント強化
  2. 会計監査に関する情報の株主等へ提供充実
  3. 企業不正を見抜く力の向上
  4. 「第三者の眼」による会計監査品質のチェック
  5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

## V. モニタリングに基づく 情報の提供

- 2の「会計監査に関する情報の株主等へ提供充実」に係る施策の一つとして、「審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実」があげられた。
  - これに応じ、審査会は、「基本方針」の「視点」において、情報発信の強化を掲げた。
- 審査会は平成20年2月に「監査の品質に関する検査指摘事例集」（平成24年から「監査事務所検査結果事例集」に改題）を公表して以降、毎年指摘事例を改訂・公表してきている。
- これに加え、懇談会の提言に応じ、平成28年からモニタリングレポートを公表することとした。
  - 平成28年度は、検査結果事例集の参考資料として公表。平成29年度からは、独立の報告書として公表。

# V. モニタリングに基づく 情報の提供

- モニタリングレポート
  - － 読み手として、市場関係者だけでなく広く社会一般を視野に入れる。特に、会計・監査に関係する教育者や学生などの利用も想定する。
  - － 読み手の監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させる。
- 検査結果事例集
  - － 読み手として、監査事務所の社員・職員、被監査会社の取締役・監査役等、市場関係者を想定する。
  - － 優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、深度ある分析を行った上で改訂し公表する。

---

# 第2部 モニタリングレポート・ 監査事務所検査結果事例集

公認会計士・監査審査会  
主任公認会計士監査検査官



# 構成

## I. モニタリングレポート

1. 監査法人の組織
2. 監査法人の規模別シェア
3. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況
4. 会計監査人の異動
5. ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティ
6. グループ監査
7. グローバルネットワークとの提携

## II. 監査事務所検査結果事例集

1. 監査事務所検査結果事例集について
2. 指摘事例の概要
  - (1) 根本原因の究明、品質管理
  - (2) 個別監査業務
3. 検査を通しての所感

---

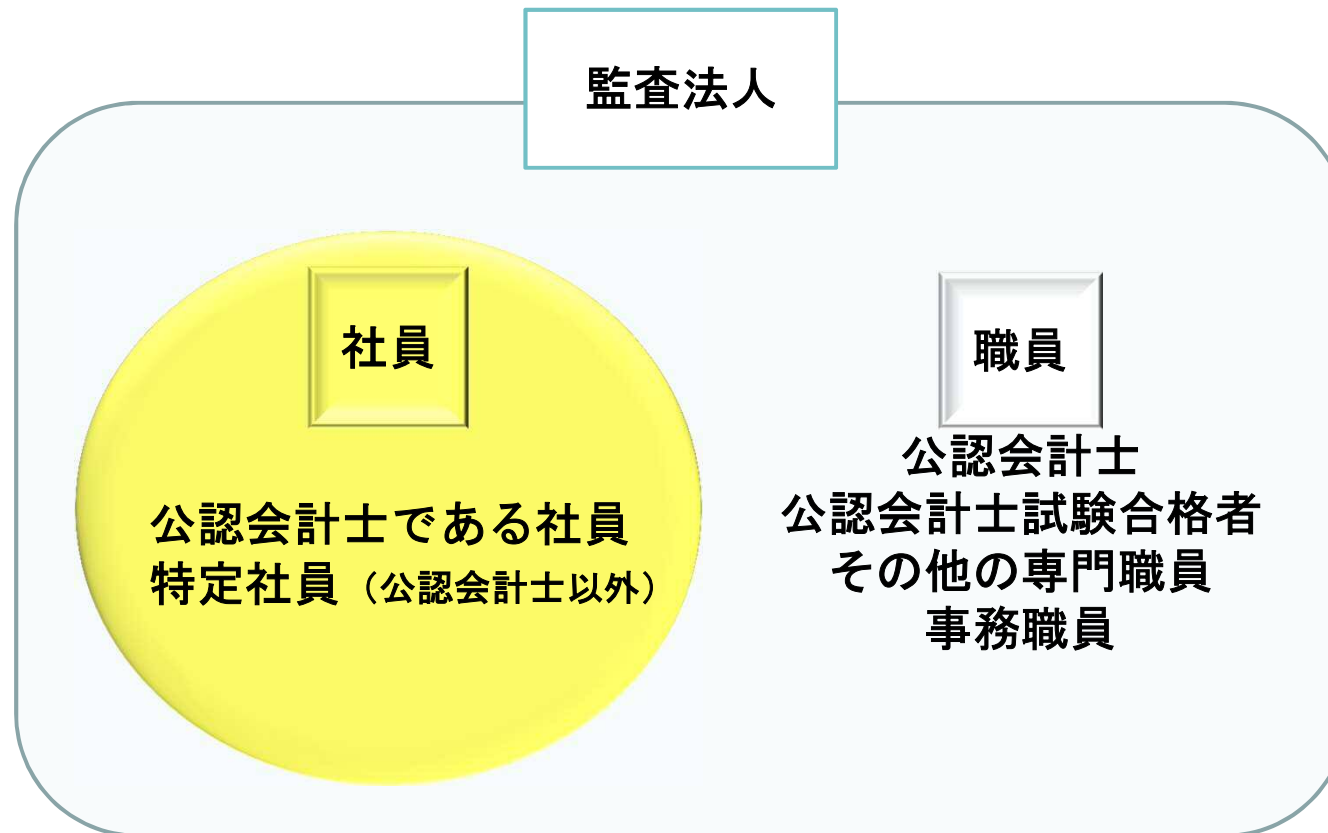
# I. モニタリングレポート

---

# 1. 監査法人の組織

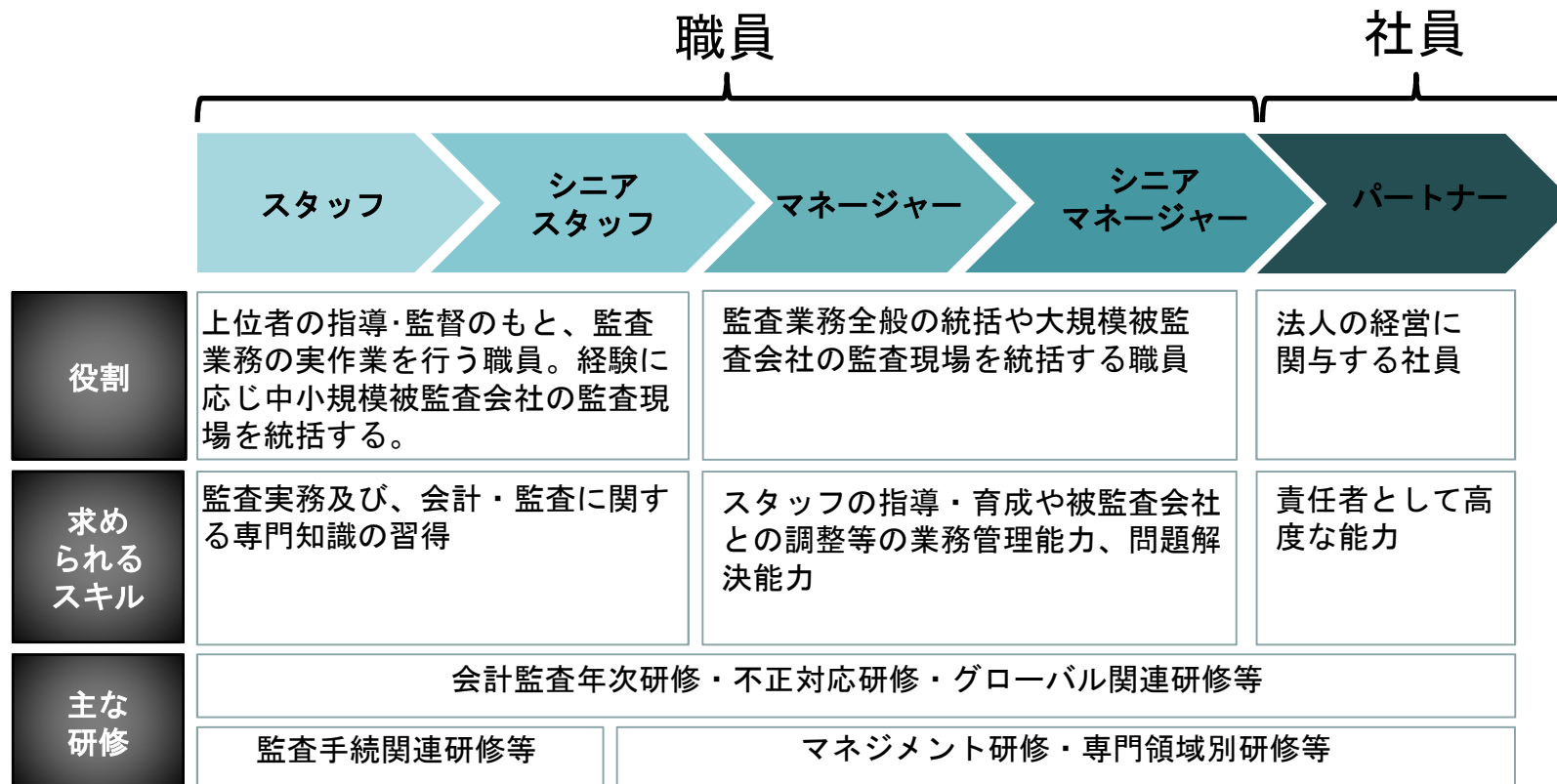
# 監査法人の組織

## 人員構成イメージ



# 監査法人の組織

## 職階イメージ（大手監査法人）



# 監査法人の組織

## 監査チームの構成例

		職階	主な役割
監査責任者3名		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士A	マネージャー	監査チームの統括、財務諸表監査業務の統括
	公認会計士B	マネージャー	内部統制監査業務の統括
	公認会計士C	マネージャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士29名	シニアスタッフ	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 (公認会計士試験合格者等)31名	スタッフ	内部統制の整備運用評価手続、全般的な監査手続
	その他の監査補助者 (監査アシスタント)7名	アシスタント	データ分析、事務的な証憑突合等重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送及び受取、監査調書の管理
内部専門家14名	パートナー、マネージャー、シニアスタッフ等	被監査会社のIT統制の評価、法人税及び間接税の処理の検証、不動産評価の妥当性の検証	

(注) 被監査会社の連結売上高約1.5兆円、監査時間約18,000時間の監査チームの事例を基に審査会で作成

# 監査法人の組織

## 規模別の特徴

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100人強～600人強	20人強～100人弱	～30人弱
常勤職員数	約2,500人～6,200人	約100人～600人	～約50人
意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高意思決定機関は社員総会</li> <li>・その下に理事会や経営会議等の機関を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高意思決定機関は社員総会</li> <li>・その下に理事会等の機関を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員（総）会で多くの意思決定を行う</li> <li>・社員数が多い法人はその下に理事会等の機関を設置</li> </ul>
監督・評価機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指名（経営執行責任者を含む役職者の選任等）」、「報酬（役職者の評価、報酬の決定等）」及び「監査（会計及び業務監査等）」の小委員会を設置</li> <li>・公益の観点から監視する独立機関を別途設置するケースもある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事や監視委員会に加えて、独立第三者による独立機関を別途設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督・評価機関を設置せず、社員間で相互牽制を行う例が多い</li> <li>・一部の法人で監督・評価機関を設置</li> </ul>
業務運営機関の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の監査事業部を設置するほか、地区事務所を含めた運営を行う</li> <li>・金融専門の部門を設置</li> <li>・品質管理やリスク管理等の担当部門を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の監査部門を設置</li> <li>・品質管理の担当部門を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織を設けず主要業務を担当する社員を任命する例が多い</li> <li>・規模が大きい法人は、準大手監査法人に準じた部門を設置</li> </ul>
事務所数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市（東京特別区、大阪市及び名古屋）に加え、全国規模で地方事務所を設置している例が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事務所に加え、三大都市に事務所を設置している例が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事務所のみが多い</li> </ul>
品質管理部門の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理部門の下に、監査マニュアルの見直しや周知、会計処理の相談、IFRSや米国会計基準の相談、審査、定期的な検証等の担当部門を設置</li> <li>・監査契約や独立性、監査リスクのモニタリング等のリスク管理を行う部門を設置</li> <li>・監査業務部門に品質管理の機能を持たせる例も多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理部門の下に、大手に準じた部門等を設置</li> <li>・審査部門を設置している法人もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織を設けず品質管理担当の社員を任命する例が多い</li> <li>・代表者が品質管理担当を兼務する例もある</li> </ul>

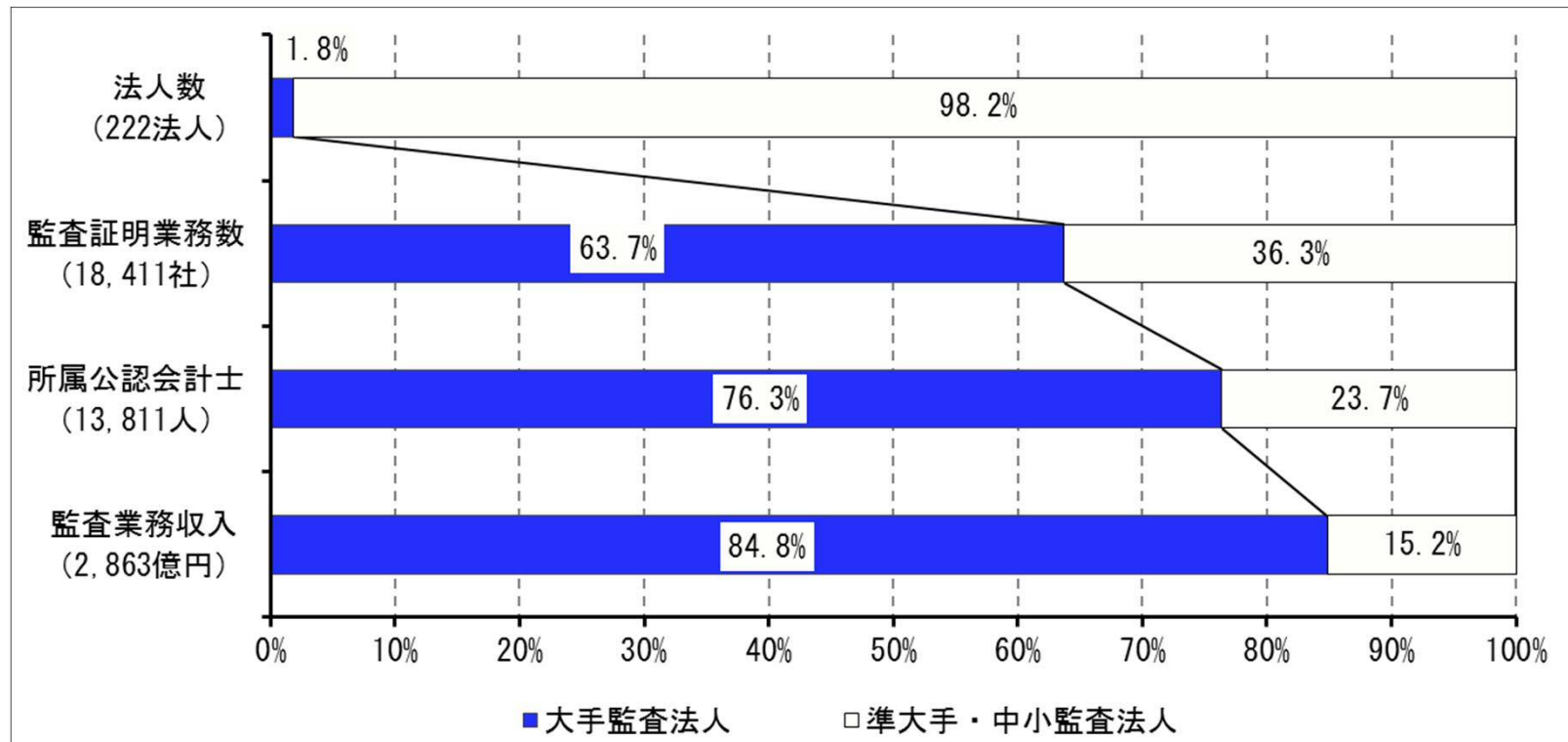
---

## 2. 監査法人の規模別シェア



# 監査法人の規模別シェア

## 大手（4大）監査法人への集中



(注1) 平成28年度の協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計

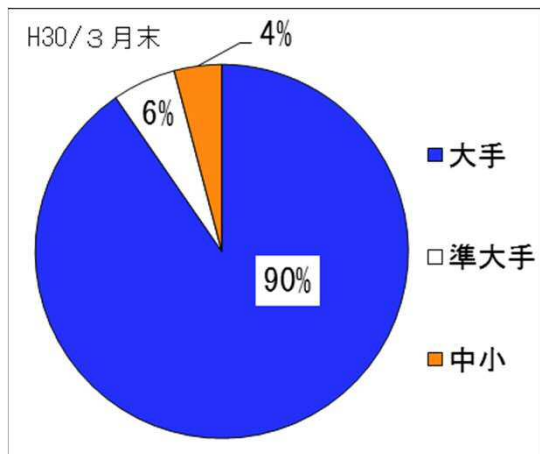
(注2) 平成28年度は、1法人で決算期を3月から6月へ変更しており、平成28年度の業務収入は把握できない。そのため、当該法人の監査証明業務数及び業務収入は平成27年度のデータを計上している

# 監査法人の規模別シェア

## 大手（4大）監査法人への集中

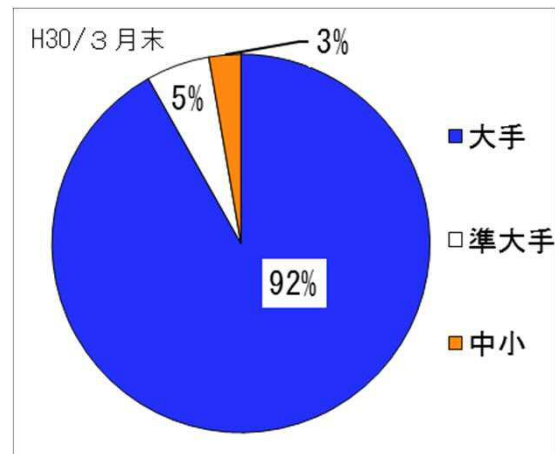
上場会社の監査でも存在感が極めて高い

○対時価総額比



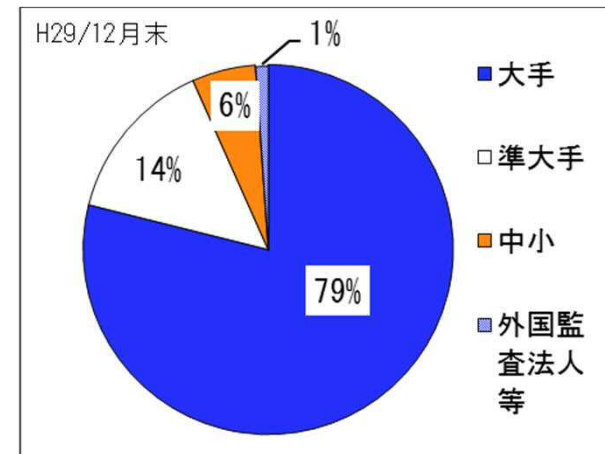
(出典) 日経QUICK

○対IFRS適用会社数比



(出典) 取引所

○対IPO数比



(出典) 取引所

---

## 3. 監査法人のガバナンス ・コードの適用状況

# 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

## 監査法人のガバナンス・コード（平成29年3月公表）

- 大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定
- 形式的な適用ではなく、各監査法人の特性等を踏まえた自律的な対応が求められる
- 平成30年6月末時点で大手・準大手全てと中小監査法人8法人が採用を表明

### ＜監査法人のガバナンス・コードの5つの原則＞

- 原則1 監査法人が果たすべき役割
- 原則2 組織体制（経営機能）
- 原則3 組織体制（監督・評価機能）
- 原則4 業務運営
- 原則5 透明性の確保

# 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

## 監査法人の取組例

- 監督・評価機関の構成員に独立第三者を入れ、公益性の観点や第三者の知見を活用（原則3）
  - 独立第三者に十分な情報提供を行うため、監督・評価機関の会議出席時のほか、別途最高経営責任者等と定期的に意見交換の機会を設定
  - 独立第三者として一般事業会社の経営経験を持つ者を選任する監査法人が多い
- 監査品質向上に向け、被監査会社の監査役等だけでなく、機関投資家やアナリストなど、より広い範囲の資本市場参加者等と対話する機会を設ける取組を開始（原則5）

---

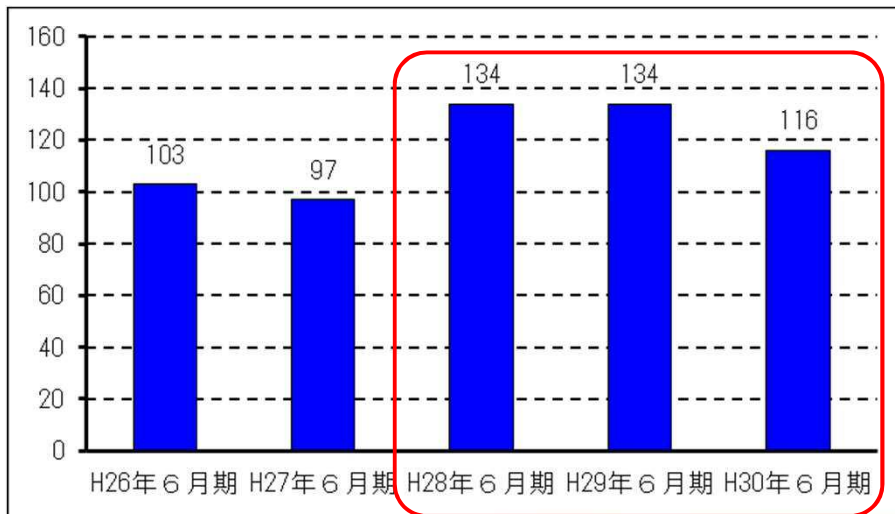
## 4. 会計監査人の異動

# 会計監査人の異動

## 異動状況

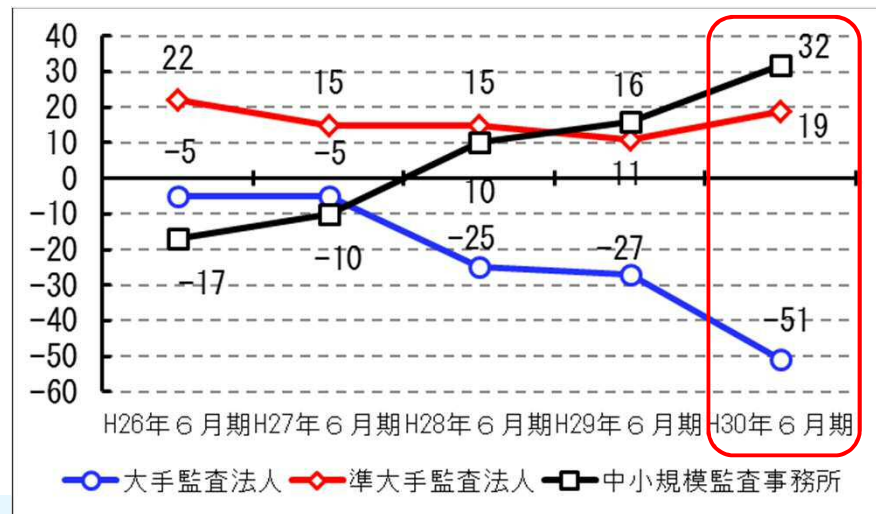
- 会計監査人の異動は平成29年6月期に比べ減少したが、依然として高水準
- 監査事務所間の異動では、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動傾向がより鮮明に

監査事務所を変更した上場会社数



(注) 適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計

監査事務所の規模別の異動状況



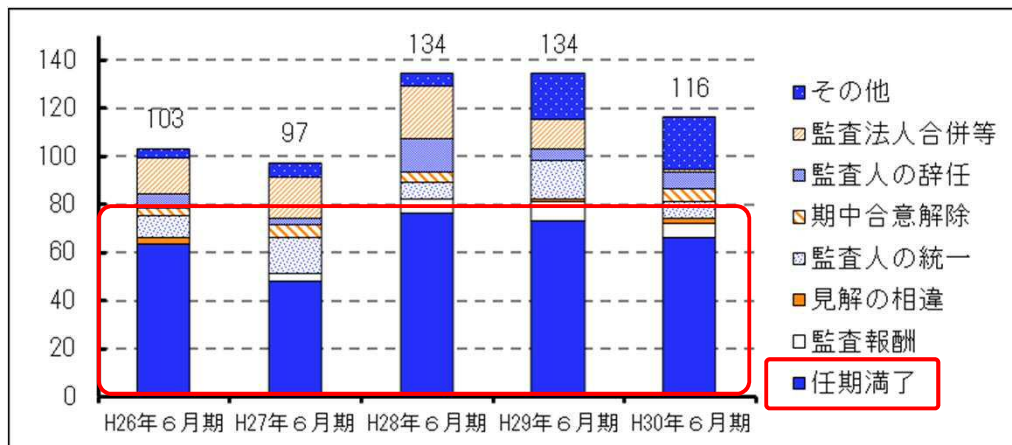
(注) 件数は純増減

# 会計監査人の異動

## 異動理由

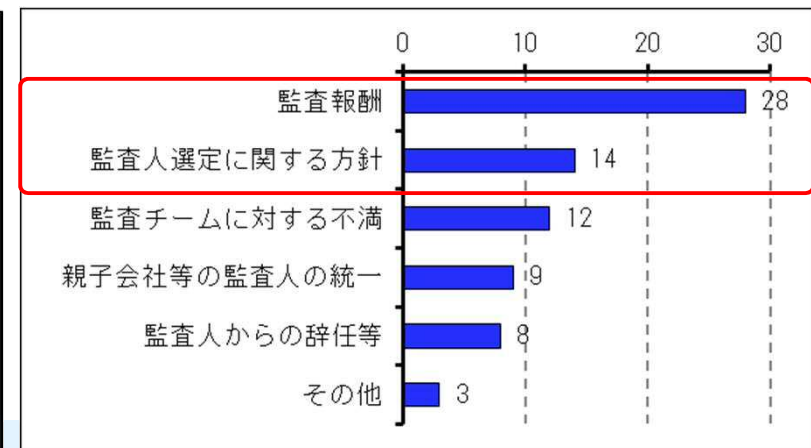
- 被監査会社の適時開示における異動理由の半数以上は、「任期満了」となっている
- 一方、大手監査法人に対する検査等で把握した異動理由をみると、「監査報酬」が最も多く、次いで、継続監査期間の見直しを含む「監査人選定に関する方針」が多い

上場国内会社の会計監査人の異動理由



(注) 適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計

検査で把握した異動理由（大手）



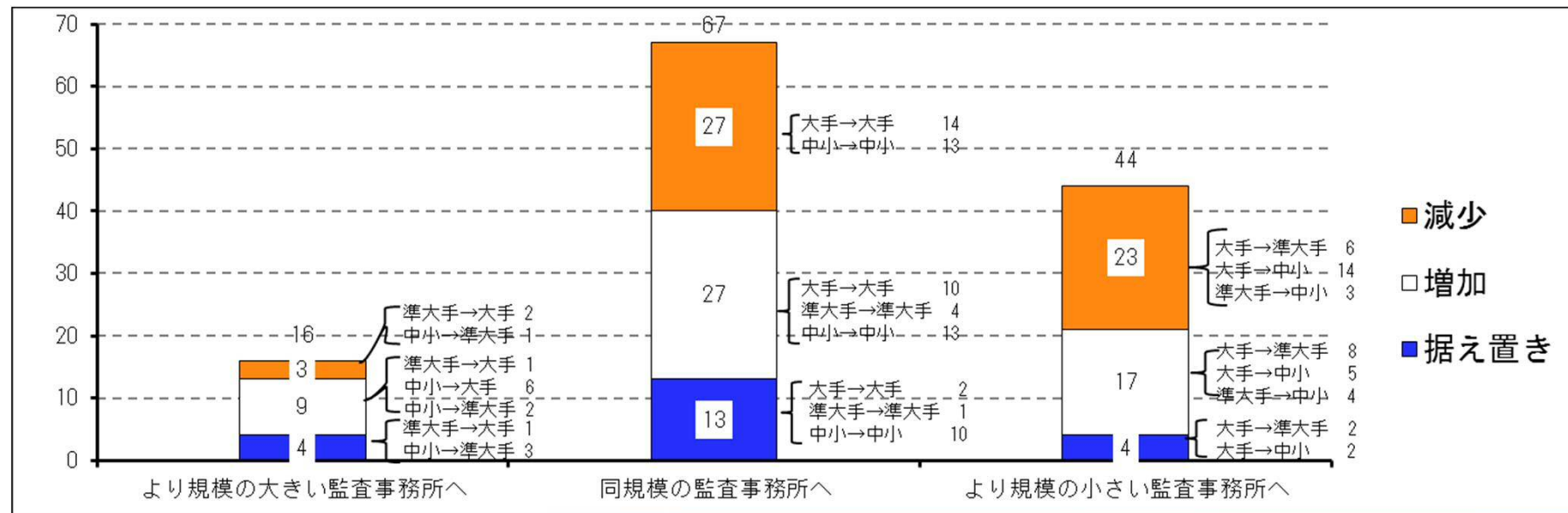
(注1) 平成29事務年度検査及び報告徴収において理由を把握した51件を対象  
(注2) 複数の理由がある場合、重複して集計（合計74件）



# 会計監査人の異動

## 異動後の監査報酬

- より規模の大きい法人へ：監査報酬増加または据え置きが多い
- 同規模の法人へ：約4割で監査報酬が減少。大手監査法人間では、過半数で監査報酬が減少
- より規模の小さい法人へ：過半数で監査報酬が減少



(注1) 平成29年6月期に係る会計監査人の異動のうち、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計

(注2) 件数の内訳はグラフに記載

(注3) 図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す

(出典) 会計監査人の異動に関する適時開示及び有価証券報告書

---

## 5. ITを活用した監査手法と サイバーセキュリティ

# ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティ

## ITを活用した監査手法

ITの活用により、以下が期待される

- 定型的な監査手続の効率化
- より精度の高い監査の実施
- 定型的な監査手続に充てていた時間を不正の発見等の高度な判断業務への注力

### 大手監査法人の監査業務でのITの主な活用状況

(平成30年6月末時点)

状況	内容
既に導入しているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子監査調書システム(監査調書作成及び監査の進捗管理)</li> <li>・ ファイル交換システム(被監査会社とのデータ交換に使用)</li> <li>・ 仕訳分析ツール(取引内容(仕訳)の分析及び異常仕訳検出)</li> <li>・ 証憑突合ツール(外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法)</li> </ul>
具体的な導入に向け検討中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RPA(データ入力及び加工の自動化)</li> <li>・ 将来不正予測(過去の財務情報等から将来の不正会計を予測する仕組)</li> <li>・ 債権・債務残高確認システム(取引の実在性・正確性確認作業の自動化)</li> </ul>
将来的な活用に向け研究開発中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI(非財務情報を用いた将来不正予測)</li> <li>・ ドローン(実地棚卸の立会の効率化)</li> </ul>

# ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティ

---

## サイバーセキュリティ

- ITの活用が進むなか、サイバーセキュリティ問題は監査法人の経営上の大きなリスク。更なるサイバーセキュリティの強化が求められる
- サイバーセキュリティに関する大手監査法人の共通的な取組
  - グローバルネットワーク全体でサイバーセキュリティに係る取組を実施
  - コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）の整備
  - CSIRT（コンピュータセキュリティに係る事故に対処するための組織）等のサイバーセキュリティ対応部門の設置
  - グローバルネットワークによるレビュー

## 6. グループ監査

# グループ監査

## グループ監査の重要性が増加

- 企業の事業環境

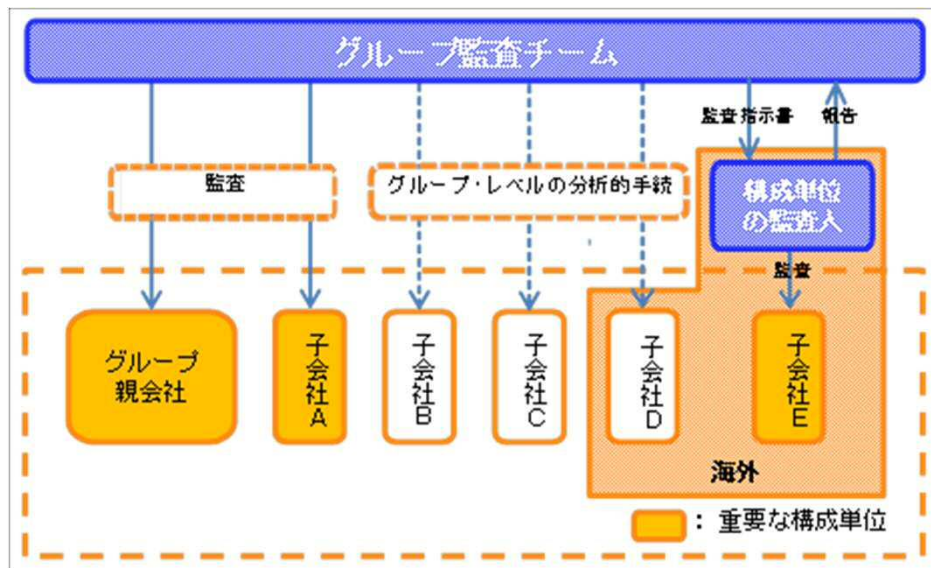
- 国内市場の成熟化。積極的な海外事業展開（子会社設立等）。M&Aも増加
- 海外子会社の管理態勢構築、複雑な経済取引の検討、会計基準の差異対応等が必要

- 近況

- 海外子会社における会計問題が発生
- 国内市場の重要なグループ会社の管理を含む内部統制が十分でない事例も散見

# グループ監査

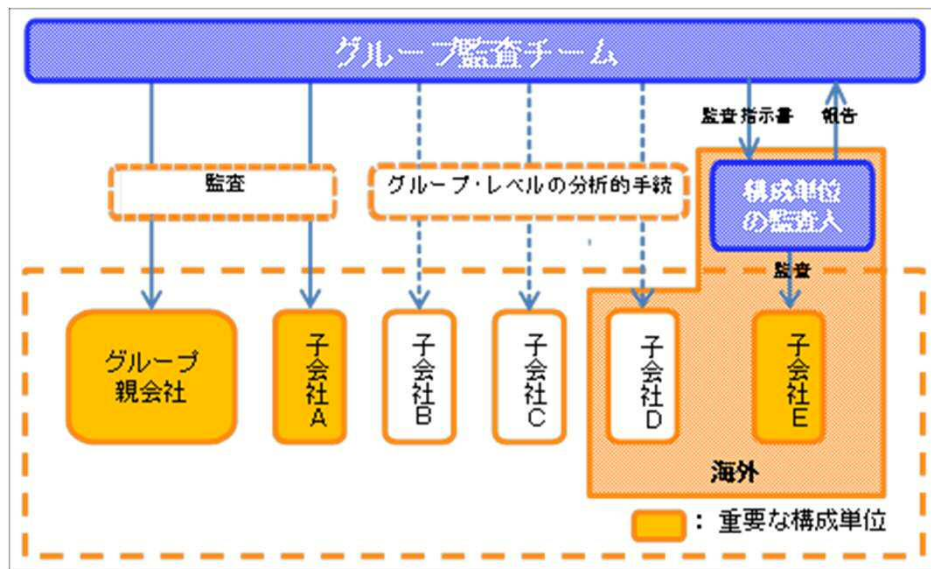
## 監査手続



- グループ監査チームは、被監査会社の子会社を財務的重要性、リスクの有無等に応じて「重要な構成単位」と「重要な構成単位以外の構成単位」に分類し、それぞれの構成単位に応じて実施すべき監査手続を決定する

# グループ監査

## 監査の実施



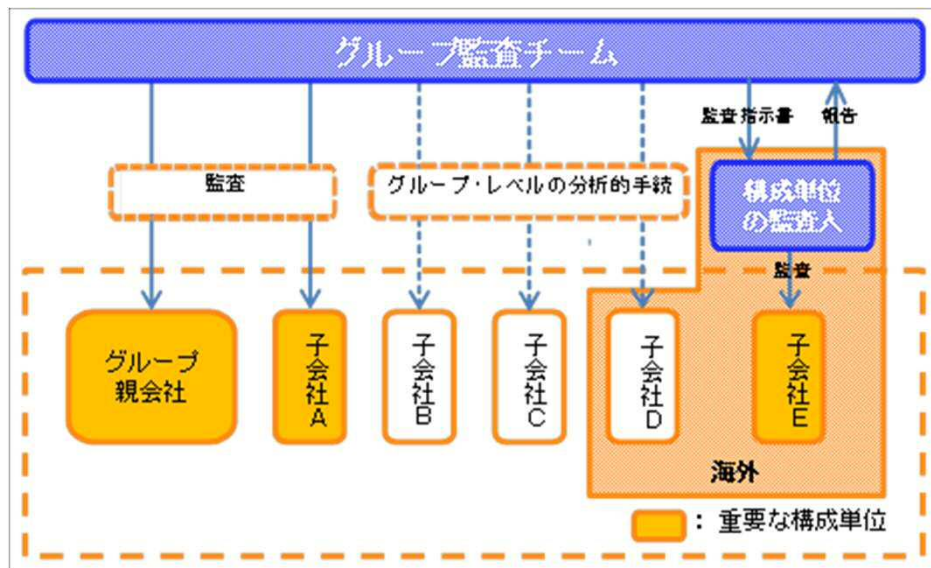
\*財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価すること

- 国内の「重要な構成単位」に対しては、グループ監査チームが監査を行っている
- 海外の「重要な構成単位」に対しては、一般的に、現地の監査人（構成単位の監査人）に監査指示書に基づいた監査を依頼している
- それ以外の子会社に対しては、グループ・レベルの分析的手続\*を行っている



# グループ監査

## 構成単位の監査人との連携



- 十分かつ適切な監査証拠の入手のため、グループ監査チームと構成単位の監査人とのコミュニケーションが重要
- 大手監査法人では、毎年複数回の電話や対面での会議を実施しているのに対し、中小監査法人のなかには、隔年の往査にとどまる場所も存在

---

## 7. グローバルネットワークとの 提携

# グローバルネットワークとの提携

## 大手監査法人

- 4大グローバルネットワーク（DTT、EY、KPMG、PwC）に加盟。グローバルネットワークのロゴや名称の使用権を有するだけでなく、グローバルネットワークの運営にも関与
- グローバルネットワークから監査マニュアル及び監査ツールの提供を受け、グローバルネットワークの基準に準拠した監査マニュアルを用いて監査業務を実施。審査や独立性をはじめとするその他の品質管理に関しても、基準や手続等を導入している
- さらに、グローバルネットワークによるレビューを定期的に受検グローバルレビューを監査業務の定期的な検証又はその一部として取り扱っている法人もある

# グローバルネットワークとの提携

---

## 準大手監査法人

- グローバルネットワークと提携しているものの、グローバルネットワークの規模等により提携の程度は異なる。
- 大手監査法人と同等のレベルで提携している法人もあれば、提携の程度が緩やかで、グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供を受けていない法人もある。また、全ての準大手監査法人がグローバルレビューを受けているが、その頻度や内容には大きな差がある

# グローバルネットワークとの提携

---

## 中小規模監査事務所

- グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供やグローバルレビューを受けない監査事務所もある

---

## II. 監査事務所検査結果事例集

---

# 1. 監査事務所検査結果事例集 について

# 監査事務所検査結果事例集について

---

## 本年度版の検査結果事例集の特徴

- 事例の約3割を新しい事例に入れ替え
- 不正手続の指摘事例や留意点を充実
- 指摘事例だけでなく評価できる取組も記載
- 事務所のガバナンスと不備の根本原因の関係を記載



# 監査事務所検査結果事例集について

---

## 取締役・監査役等の皆様へ

- 取締役及び監査役等は、投資者保護や資本市場の信頼性確保の観点から、財務諸表等に保証を与える会計監査人を評価・選任するとともに、高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保や、会計監査人との連携など、適正な会計監査の確保のために、その責務を果たすことが期待されている。  
その際には、審査会検査で確認された指摘事例を参考にされたい。

# 監査事務所検査結果事例集について

---

## 本年度版における指摘事例の特徴

### 1. 品質管理

大手、準大手監査法人において、品質管理のシステムは整備されているが、品質改善活動が必ずしも監査現場にまで浸透しきれていない。

中小規模監査事務所において、品質管理のシステムの整備のための経営資源が不足している。

### 2. 個別監査業務

不正を含むリスク評価、海外子会社を含むグループ監査が適切に行われていない。

# 監査事務所検査結果事例集について

---

## 監査事務所に求められる対応（期待）

- 実質的な対応

形式的に基準に準拠するだけでなく、適切な職業的懐疑心を発揮し、常に事業上のリスクを注視して監査リスクを評価しているかなど、実質的な品質の確保・保持が重要である。

- 組織的な対応

品質管理は、トップや品管責任者だけでなく、社員全員が取り組むべき問題であることを認識する必要がある。

---

## 2. 指摘事例の概要

---

# (1) 根本原因の究明、品質管理

# 根本原因の究明

## 根本原因の究明の必要性

- 根本原因の究明を行い、本質的な改善につなげることが目的
- 監査事務所自らが、問題点を理解して改善を行うことが必要
- 根本原因を同じくする未発見の不備が存在する可能性

例えば、個別の不備事項（直接的な原因）に対応して、安易にチェックリストによる自己点検を実施するなどの形式的な改善策をとると、監査実施者にとっては実効性のない対応作業がいたずらに増え、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる場合も少なくない。

# 根本原因の究明

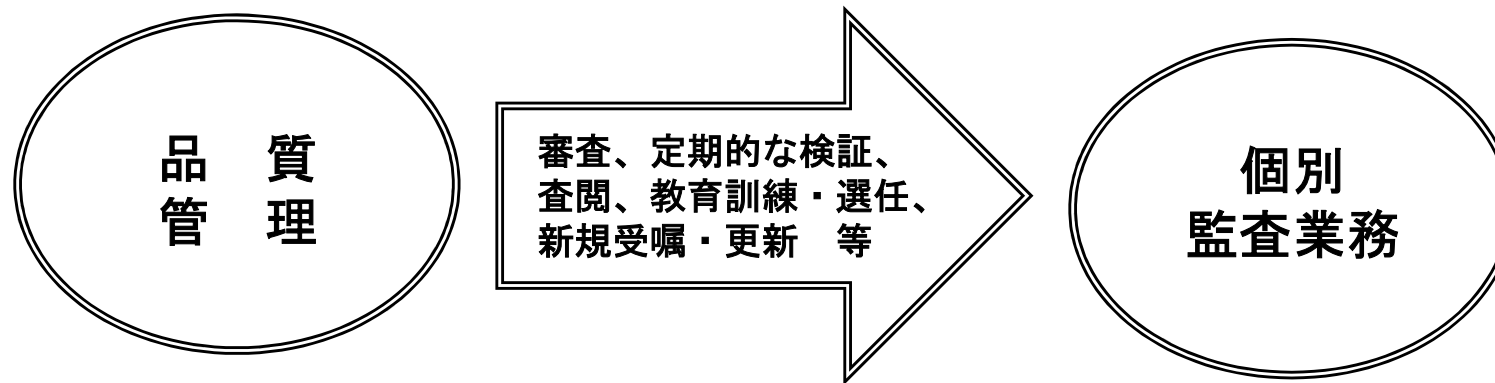
## 根本原因とガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢

- 不備の根本原因として挙げられている問題点は、トップの方針、本部における監査現場のモニタリング態勢、監査事務所の品質管理の風土など、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に係るものであることが多い。
- 問題点がガバナンス等に起因する事例（P.14、15）
  - 問題点が監査事務所の組織体制に起因（大手事例1）
  - 問題点が監査事務所の業務運営に起因（準大手事例1）
  - 問題点が監査事務所の業務運営に起因（中小事例1）

# 品質管理業務

## 組織的監査の実施

- 品質管理のシステムを整備し運用する目的は、組織としての監査業務の品質を合理的に担保するため
- 品質管理のシステムの整備が形式的になっていないか



密接不可分な関係にある



# 品質管理業務

## 大手監査法人

- 品質管理態勢に関する不備は近年減少しているが、個別監査業務における不備については一定数以上検出されている  
⇒ 品質管理業務の運用面に何らかの問題があるのではないか
- 最高責任者は改善策を組織全体に浸透させるために、リーダーシップを発揮する必要がある
- 本部は、事業部や監査チームなど監査現場の実態把握を十分に行う必要がある
- 業務改善を行う対象領域を特定し、効果的な改善策を重点的に実施する必要がある

# 品質管理業務

## 中小規模監査事務所（準大手監査法人含む）

- 品質管理のシステムの整備・運用の両面にわたって、引き続き広範な領域で不備が検出されている
- 個人の能力に依拠した運営がなされている場合、所属するメンバーの意識・能力水準に監査業務の品質管理の水準が影響してしまう
- 準大手監査法人について、合併などによる規模の拡大に品質管理体制が追いついていないケースがある

# 品質管理業務

## 監査役等との連携

- 監査基準

「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない。」

- 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況に係る説明の一環として、審査会検査や日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に係る監査役等への伝達内容及びその方法が具体的に明示されているなど、監査役等とコミュニケーションを行う事項が具体化されている。

# 品質管理業務

## 監査役等との連携（事例）

- 監査契約の新規受嘱において、業務執行社員予定者は、品質管理レビューの結果を監査役会に伝達するに際し、限定事項のない結論が付された過去の品質管理レビューの事例を修正し監査役会への伝達資料を作成した。当該業務執行社員予定者は、監査役会に対して、直近の品質管理レビューにおいて限定事項付き結論が付されたこと等については口頭で伝達しているのみで、品質管理のシステムの整備・運用状況の概要に関する十分な情報を書面で伝達していない。（P.69）

## (2) 個別監査業務

## リスク評価・評価したリスクへの対応（概要）

以下の3つのステップにおいて適切な対応をしているか

### ①リスク評価

重要な虚偽表示リスクの識別に当たって、必要な情報を入手し、適切に検討しているか

⇒職業的懐疑心が重要

### ②監査手続の立案

監査リスク、証拠力を考慮した上で、監査手続の実施時期、範囲、深度が定められているか

⇒リスク・アプローチによる監査の基準の理解が重要

### ③入手した監査証拠の評価

十分かつ適切な監査証拠を入手したかを評価しているか

⇒上位者による調書の査閲が重要

# リスク評価・評価したリスクへの対応（事例）

## リスク評価

- 情報・通信事業を営む被監査会社は、期中に上場し、期末までに業績予想の下方修正を複数回行っている。  
このような状況から、監査チームは、被監査会社において、利益を少しでもよく見せたいというプレッシャーが存在していると判断し、売上高の過大計上及びソフトウェアの過大計上（費用の過大振替）について不正リスクを識別している。  
しかしながら、監査チームは、被監査会社が利益を不正に過大計上することを想定しているにもかかわらず、費用について、網羅性及び期間帰属のアサーションを虚偽表示リスクとして識別しないことの検討を行っていない。（P.80）

# リスク評価・評価したリスクへの対応（事例）

## 監査手続の立案

- 監査チームは、売掛金の期末残高を検証するため、期末月の売上高を母集団とした監査サンプリングを立案・実施している。  
しかしながら、監査チームが抽出したサンプルは18件のうち14件は期末日以前に入金されたものであり、期末日の売掛金残高を構成していない。このため、監査チームは、期末日における売掛金の実在性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手可能な監査手続を立案できていない。  
(P.81)



# リスク評価・評価したリスクへの対応

## リスク・アプローチに基づく監査計画に不備が生じる原因

### 原因

業務執行社員のリスク・アプローチに関する理解不足、監査計画への関与不足

リスク感度が低い、経験が不足している  
⇒職業的懐疑心の保持・発揮が不足

評価したリスクとそれに対応する監査手続が合致しておらず、監査証拠の十分性、適切性、証拠力を考慮して、監査計画を立案する意識や姿勢が不足

## 監査証拠（概要）

過年度からの不備事例が本年度においても多く見られる

（昨年までの主な指摘事項）

- ✓ 実施した監査手続や入手した監査証拠が、評価したリスクに適合していない
- ✓ 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、通常の監査手続で終了している
- ✓ 分析的実証手続の要件を満たしていない（前期比較、月次推移で終わっている）
- ✓ 母集団全体の結論を得るための適切なサンプルを抽出していない
- ✓ 被監査会社が作成した情報の利用に際し、正確性及び網羅性を評価していない

# 監査証拠（事例）

## 十分かつ適切な監査証拠

- 監査チームは、棚卸資産の正確性の検証において、棚卸立会を実施し、数量の正確性を検証したとしている。しかしながら、期末残高の単価の正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手するための監査手続を実施していない。（P.89）
- 監査チームは、製造経費と販売費及び一般管理費を検証するに当たり、これらを一つにまとめて監査サンプリングによる試査を実施している。しかしながら、抽出したサンプルに、「建設仮勘定」、「その他金融費用」及び「雑損失」など、製造経費と販売費及び一般管理費に直接該当しない取引が含まれている状況のなか、これらが監査手続の適用対象として適当か検討していない。（P.89）

# 監査証拠（事例）

## 確認

- 監査チームは、売掛金の残高確認手続を実施し、確認差異の検証を実施している。しかしながら、主要な得意先に対する残高確認の結果、先方の回答額に「保留金」という理由で多額の差異（先方債務金額過大）が含まれているが、その内容を把握することなく検証対象から除外している。（P.92）
- 被監査会社は、金融機関借入に際し、不動産に根抵当権を設定し、担保資産の注記を行っている。監査チームは、金融機関から入手した確認状において、担保物権がない旨の回答等があるにもかかわらず、金融機関への問い合わせや確認状の再発送等の追加手続実施の要否を検討していない。（P.92）

# 監査証拠（事例）

## 関連当事者取引

- 被監査会社は、代表取締役社長に対して貸付を行っており、関連当事者情報において開示している。また、役員貸付金規程では貸付期間について原則として最長1年と定めているが、代表取締役社長は每期同額で借り換えを行っている。

監査チームは、関連当事者取引を特別な検討を必要とするリスクとして識別しているにもかかわらず、当該貸付の事実とその目的の概要を把握するのみで、具体的な用途、返済時期や返済の意図を経営者とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションなどにて確認していない。（P.96）

# 会計上の見積りの監査（概要）

過年度からの不備事例が本年度においても多く見られる

（昨年までの主な指摘事項）

- ✓ 経営者の仮定の合理性について十分に検討していない
- ✓ 事業計画の合理性の検討において、監査手続を質問のみで終了し、具体的な証拠により確かめていない
- ✓ 繰延税金資産の回収可能性の検討における会社区分について検討していない

# 会計上の見積りの監査（事例）

## 事業計画等の合理性の評価

- 被監査会社は、減損の兆候が認められた固定資産に関し、事業計画を作成し検討した結果、減損損失の認識は不要としている。

監査チームは、事業計画に関するヒアリングを実施し、2年目までの事業計画は達成可能性が高く、2年目の将来キャッシュ・フローがその後も継続すると仮定し、見積額を算定した結果、減損損失の認識は不要としている。しかしながら、監査チームは、2年目までに受注を見込んでいる主要な相手先と金額等について口頭で説明を受けのみで、売上高の実現可能性に関する十分な裏付けを入手していない。また、事業計画における費用の合理性を検討していない。（P.103）

# 会計上の見積りの監査（事例）

## のれんの償却期間及び減損の検討

- 被監査会社は、当期に企業買収による多額ののれんを計上している。

このような中、監査チームは、被監査会社が主張するのれんの償却期間5年の検討について、「20年以内であることをもって妥当とする」とするのみで、のれんの償却期間の妥当性について検討していない。

また、会計基準において、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額になる場合には、企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられる場合もあるとされているにもかかわらず、取得した子会社が単体の営業利益を計上していることをもって、減損の兆候がないものとしているなど、減損の要否の検討を行っていない。（P.109）



# 会計上の見積りの監査

## 不備が継続して発生する原因

### 原因

職業的懐疑心の保持・発揮不足

事業計画の実現可能性など経営者の主張に対する客観的な評価を行っていない

会計上の見積りにおいて必要とされる要求事項に対する理解不足

# グループ監査（概要）

---

- 国内外の関係会社における重要な不正事例の発覚等に伴い、監査事務所の規模を問わず、グループ監査の重要性が増しているため、審査会検査において重点的に検証している
- 当事務年度において、重要な構成単位の識別、構成単位の監査人とのコミュニケーション、構成単位の監査人からの監査結果の評価等について不備を検出している

# グループ監査（事例）

## 構成単位の監査人が実施する作業への関与

- グループ監査チームは、グループ財務諸表に係る不正による重要な虚偽表示リスクが、売上高の実在性及び期間帰属にあると識別し、当該リスクに対応する実証手続を計画している。一方、重要な構成単位である海外子会社の監査人は、売上高に対する実証手続として、グループ監査チームとは異なる手続を実施している。しかしながら、グループ監査チームは、構成単位の監査人が実施した監査手続が被監査会社グループにおける商流及び取引形態ごとのリスク評価を踏まえた上で、特別な検討を必要とするリスクへの対応手続として適切であるか十分に評価していない。（P.117）

# グループ監査（事例）

---

## 構成単位の監査人とのコミュニケーション

- グループ監査チームは、重要な構成単位である海外子会社について、不正によるグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスク（経営者による内部統制の無効化リスク及び売上高に関連するリスク）を識別しているが、当該リスクを構成単位の監査人に伝達しておらず、結果として当該リスクに対応する監査手続を実施していない。（P.117）

# グループ監査（事例）

## 構成単位の監査人からの監査結果の評価

- グループ監査チームは、重要な構成単位の監査人に監査指示書を送付し、回答を入手しているが、グループ監査チームが実施した監査手続には以下の不備がある。  
グループ監査チームは、構成単位の監査人から受け取った監査結果報告の未了事項において、銀行残高確認状5件が未回収であると記載されていることを認識している。しかしながら、グループ監査チームは、当該未了事項がグループ財務諸表の監査に与える影響を評価しておらず、追加手続の要否を検討していない。（P.118）

# 財務諸表監査における不正（概要）

---

- 指摘数は増加傾向にある
- 財務諸表利用者の関心が高いテーマであり、審査会検査において重点的に検証している
- 大手監査法人、準大手・中小規模監査事務所を問わず不備は発生している
- 当事務年度において、不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価、仕訳テスト、重要な取引の事業上の合理性、収益認識に対する不正リスクの対応などで不備を指摘している

# 財務諸表監査における不正（事例）

## 収益認識における不正リスクの識別と評価

- 監査チームは、被監査会社の預り売上取引について、監査計画時にリスク評価手続を実施した結果、事業上の合理性があり、取引条件や過去の監査における状況などを検討し、特別な検討を必要とするリスクとして識別しなかった。

しかしながら、期末監査時の預り売上取引を検証する過程において、監査計画時に想定した預り理由とは異なる理由による預り売上取引が生じていることを把握したにもかかわらず、リスク評価の修正の要否を検討していない。（P.125）

# 財務諸表監査における不正（事例）

---

## 仕訳テスト

- 監査チームは、経営者による内部統制の無効化リスクに対応する監査手続として、仕訳テストを実施しているが、仕訳の抽出条件が不明瞭となっているほか、抽出した仕訳に対して、詳細テストの実施等の必要性を検討していない。（P.125）



# 財務諸表監査における不正（事例）

## 収益認識における不正リスクへの対応

- 監査チームは、商品売上の期間帰属の妥当性について、不正リスクを識別し、対応する手続として、棚卸立会及び売上取引のカットオフテストを実施している。  
しかしながら、監査チームは、棚卸立会を行う事業所について、最も金額的重要性が高い1事業所、過年度の往査実績や地域的な偏り等を勘案して選定した1事業所の合計2事業所を選定しているのみで、不正リスク対応手続としての観点での検討を行っていない。 (P.128)

# 財務諸表監査における不正

## 不備が継続して生じる原因

### 原因

被監査会社に不正は発生しないという決めつけ、経営者は誠実という思い込み  
⇒職業的懐疑心の保持・発揮不足

不正リスクの発生態様を被監査会社に応じて想定できていない  
⇒不正シナリオ（手口）が不明瞭  
⇒リスクに直接対応した監査証拠の未入手

不正リスク対応手続においては、より強い証拠を入手することが必要であることを念頭において監査計画の立案をしていない

# 財務報告に係る内部統制の監査（概要）

---

- 内部統制の評価範囲の妥当性、内部監査人等の能力及び独立性の評価を検証することなく、被監査会社の内部統制の評価結果を定型的に利用している
- 企業買収や新規ビジネスの開始により、被監査会社に環境の変化が生じているにもかかわらず、内部統制監査上の対応が形式的なものにとどまっている
- 当事務年度において、内部統制の運用評価手続を会社法監査報告書日よりも後に実施している事例や、ITに係る全般統制の不備がITに係る業務処理統制等への影響を検討していないなどの不備を指摘している

# 財務報告に係る内部統制の監査（事例）

## 内部統制の整備状況及び運用状況の評価

- 監査チームは、売上高の实在性及び期間帰属に不正リスクを識別し、販売プロセスに関して、被監査会社が整備・運用状況の評価を実施する内部統制と同一の対象について評価を行っている。

しかしながら、監査チームは、得意先を新規登録する際に会社としての实在性を確かめる内部統制の要否の検討や、請求書の内容が受注及び出荷の状況と整合していることを確かめる内部統制の検討など、識別した不正リスクを十分に低減できるように内部統制が整備されているかを十分に検討していない。（P.135）

# 財務報告に係る内部統制の監査（事例）

## 内部統制の整備状況及び運用状況の不備の評価

- 監査チームは、被監査会社の経営情報システムのプログラム変更管理及びアクセス権限の付与に関して、システム上の適切な設定がされておらず、一般ユーザーが直接コマンドを実行できる状況となっていることから、意図しないコマンドが実行されるリスクがあるという不備を把握している。  
しかしながら、監査チームは、当該不備がITに係る業務処理統制や企業作成情報の評価にどのような影響があるかを検討していない。（P.137）

---

## 3. 検査を通しての所感

# 検査を通しての所感

---

- 検査の結果、監査事務所の品質管理・個別監査業務に重要な又は相当数の不備がある場合には、その背景に対症療法的な改善策では治癒できない、監査事務所としての根本原因が存在することが考えられる
- 会計監査人は、被監査会社に対して、十分かつ適切な監査証拠の提示及び十分な検討のための時間を求める必要がある

# 検査を通しての所感

---

- ノンコアビジネスや海外に係る不正リスクについて、会計監査人がどう対応しているかを確認する必要がある
- 会社の経理担当者のリソース・能力不足が、会計監査に影響を与えるケースが増えている
- 被監査会社は、適正な財務情報を市場に提供する責任は会社にあることを再認識するとともに、会計監査人とのコミュニケーションを積極的に行い、会計監査が適切かつ実効的に行われるよう対応することが必要である